墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２１年６月２５日

墨田区長　　山　　﨑　　　　昇

墨田区条例第２５号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成１２年墨田区条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表　３建築・都市計画・土木関係の部５５の３の項中「第３１条の２第２項第１５号ハ」を「第３１条の２第２項第１４号ハ」に、「第６２条の３第４項第１５号ハ」を「第６２条の３第４項第１４号ハ」に改め、同部５７の項及び５８の項中「第３１条の２第２項第１６号ニ」を「第３１条の２第２項第１５号ニ」に、「第６２条の３第４項第１６号ニ」を「第６２条の３第４項第１５号ニ」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。